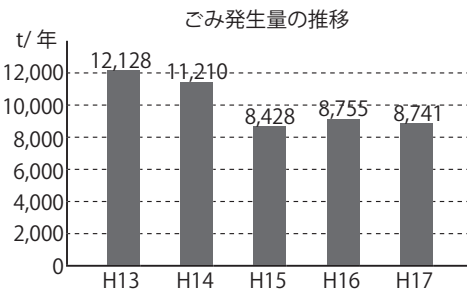


#1 家庭ごみを減らす

ごみ減量のキーワードは
「減らす」「再利用」「再資源化」
あなたの家庭ごみは
まだまだ減らせます



ごみ。特集



※平成17年度のごみ発生量 8,741 t は
→能登町で1日当たり約 24 t
→1人1日当たりでは約 1,100g の
ごみを排出している計算になります。
また、ごみ処理に要した年間費用は、
3億4,245万円でした。

家庭ごみ減量の Point

1. できるだけ「小さく」
2. 生ごみは水分を「絞る」
3. 買い過ぎず、食べ残さず
ごみを「作らない」
4. 始めよう「エコ生活」

家庭ごみの現状と課題

ごみの行方

現在、能都地区と柳田地区から排出された可燃ごみは、奥能登クリーンセンターのRDF化施設で処理しており、内浦地区から排出された可燃ごみ(可燃性粗大ごみを含む)は、内浦クリーンセンターで焼却処理されています。製造されたRDFは、志賀町の石川北部RDFセンターに運ばれ、発電に使われています。資源ごみと粗大ごみは、奥能登クリーンセンターのリサイクル施設で処理・資源化されており、埋立ごみ、焼却残さ、不燃残さは、能都と内浦の埋立処分場で処理されています。内浦クリーンセンターは、平成20年度まで稼働することになっており、平成21年度からは全地区のごみがRDF化施設で処理される予定です。

減らない家庭ごみ

平成12年柳田地区、平成14年能都地区、平成16年内浦地区とごみ袋の指定袋(有料)制を導入し、ごみの量は大きく減りました。しかし、近年では、ごみの量は横ばい状態となっています。

家庭ごみを減らす

家庭ごみの大部分を占めているのが容器や袋などの「容器包装ごみ」で、ごみの60%(重量では25%)を占めているといわれています。また、湿ったごみの約50%が水分という分析結果もあります。容器包装ごみや生ごみの水分は、少しの心がけて簡単に減らすことができます。一人ひとりの行動が町全体のごみ量を減らし、大切な環境を守るにつながります。今日から取り組みましょう「ごみの減量化」。

「家庭ごみ」の疑問にお答えします

A 生ごみ処理機購入補助制度の内容

対象者	町内に住所を有する人	
生ごみ処理機 (コンポスト)	補助率	購入費の1/2
	限度額	5,000円まで
電気式 生ごみ処理機	補助率	購入費の1/2
	限度額	30,000円まで

※生ごみ処理機・・・微生物などを利用して生ごみを発酵、分解し、肥料化するもので、コンポスト化容器などを指す
※電気式生ごみ処理機・・・電気による温風などで生ごみを乾燥し、減量または堆肥化させる機器

- Q 蛍光灯は割ってから出す?
A 蛍光灯を自分で割るのは危険です。紙でくるむなどして、有害ごみの日に出してください。なお、普通の電球や点火灯は埋立ごみです。
- Q 化粧ピンはあきびんの日?
A 化粧ピンなど飲用できないものが入っていたピンは埋立ごみです。また、耐熱ガラス製のものもリサイクルできないため埋立ごみです。
- Q 靴や長靴、スパイクなどは?
A スニーカーや長靴などの履物は、布ひも類。安全靴やスパイクなど金属部分があるものは、埋立ごみです。
- Q 家電4品目(テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機)以外の家電製品は?
A 大部分がプラスチックで覆われていても金属部分を含むので、もやせないごみ(柳田地区は金属物)です。(例:扇風機・ビデオデッキなど)
- Q 生ごみ処理機の補助があるそうですが?
A 生ごみ処理機購入補助制度の内容を参照してください。

リサイクル・リユースの Point

1. 資源を活かすための「分別」
2. 紙類の分別でゴミを「減らす」
3. ゴみにしない「知恵」と「工夫」
4. ものを大切に「もったいない」の精神を

#2

ゴミを「資源」として活かす

ゴミを再資源化、再利用するための処理施設
「奥能登クリーンセンター」
ゴミを資源として活かすためには
分別の徹底が欠かせません



循環型社会を目指して

ゴミを燃料に (RDF化)

奥能登クリーンセンター(以下センター)には、一般可燃ゴミを固形燃料(RDF)にする施設「ゴミ固形燃料化施設」があります。RDFとはRefuse Derived Fuel(廃棄物から得られた燃料)の略称です。施設では、可燃ゴミを破碎・選別・乾燥・成形し、RDFを製造しています。



RDF

資源ゴミを中間処理する リサイクルプラザ

ゴミを「資源」として考え、新しく作るものの原料として利用する「リサイクル」。センターには、カンやペットボトル、紙類などの資源として再利用できるゴミを、中間処理



する「リサイクルプラザ」があります。分別収集された「資源」は、この施設で処理されて業者に引き渡されます。

リサイクルにおいて、もつとも問題になることは「異物混入」です。新聞紙にチラシなどが混じっていたり、缶、ビン、ペットボトルにタバコの吸がらが入っていると、資源としての価値は下がり、引き取ってもらえないものも出てきます。分別収集されるものは「資源」であるということ、最終段階で異物を取り除くことは大きな労力が必要であることを意識し、さらなる分別の徹底をお願いします。

RDFを減らし、資源を増やす

家庭から集められた可燃ゴミはRDF化されますが、この処理にもたくさんの費用がかかっています。この可燃ゴミの中に、資源としてリサイクルできるものが多くあります。それは「紙(その他の紙)」です。



紙の箱も「その他の紙」へ

お菓子やティッシュの空き箱、チラシや封筒などをすぐにゴミとして捨てていませぬか。新聞、ダンボール、紙パック

以外の紙はすべて「その他の紙」であり、大切な資源なのです。紙類をちゃんと分別することにより、家庭から出る可燃ゴミが大きく減ります。そして処理に費用がかかるRDFが減り、資源が増えることになるのです。



封筒は個人情報を書き消してから

これからは、紙は「もやせるゴミ」ではなくリサイクルのために分別する「資源」として考えてください。

ものを大切に使う

壊れても修理して長く大切に使うという考えが「リユース」です。「ま

だ使えるけどもう使わない」ものも、ゴミとして捨てずに必要としている人にゆずったり、別の目的に活用することは、ゴミを出さずに活用することにつながります。センターでは、持ち込まれた粗大ゴミの中からまだ使えるものを修理し、リユース品として年に数回販売しています。

まだ使える。必要な人がいる。

第9回リサイクルフェア

センターに持ち込まれたものの中で、再利用できるものを販売します。

〈日時〉7月14日(土) 10:00～12:00
(受付時間は9:30～10:00)

〈場所〉奥能登クリーンセンター管理棟
〈販売するもの〉自転車や家具など



※詳しくはセンターのホームページで確認してください。

問 奥能登クリーンセンター ☎ 62-8222

「リサイクル」の疑問にお答えします

リサイクル豆知識

●RDF：センターで製造されたRDFが運ばれる石川県北部RDFセンターでは、RDFを燃焼させ発電を行っている。その際1300度の高温で焼却するため、ダイオキシンのほかは分解される。灰はコンクリートの材料などに利用される。

●アルミ缶：リサイクルされるものでもっとも価値が高いものがアルミ缶。日本では約70%がリサイクルされ、約半分が再びアルミ缶となる。

●ペットボトル：ポリエチレン・テレフタレート(PET)製の容器という意味。かつては、ほとんどが埋め立てゴミとして処理されていたが、現在は法的にもリサイクルの対象とされている。主にワイシャツや作業着、フリースなどの繊維に再商品化される。

●紙：新聞、雑誌、牛乳パックなどの再資源化できる紙を「古紙」と呼ぶ。原料となるパルプの種類によつて紙質が異なるために、再生には原料となる古紙の種類を揃える必要があり、分別が必要になる。「広報のと」は古紙配合率100%の再生紙を利用している。

●ビン：牛乳やビール、お酒のビンは繰り返し使う「リターナブルビン」と呼び、使い捨てのビンは「ワンウェイビン」と呼ぶ。ワンウェイビンは、色で分別されてから細かく砕かれ、再びガラスの原料となる。

Qなぜ布・ひもを分けるのですか?

A設備機器に絡みつくなど、処理工程上支障をきたすためです。ジッパーなど金具もはずしてください。

Qビンの口に残ったプラスチックはどうすれば?

A手で取れるものは、原則取り除いてください。ビンについては、茶色・白色(透明)・その他の色と3種類の分別をお願いしますが、どちらか迷う色の場合は、その他の色のビンとして出してください。

Qセンターに持ち込まない物は?

A産業廃棄物(一部を除く)、農業・漁業に係るものは持ち込めません。家庭からは、スプリングの入ったベッド・ソファ、草や倒木、安全靴・スパイクなどは埋立処分場へ、パソコン・テレビ・冷蔵庫・エアコン・洗濯機については、各メーカーや電気店での引き取り(有料)、工事を伴う物(湯沸かし器・ボイラー・テレビアンテナなど)についても施工業者に相談してください。

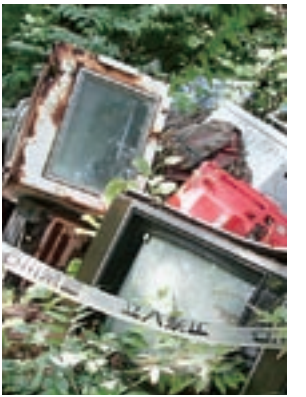
※センターに持ち込まれる際には、事前に☎62-8222に電話をして、住所・氏名・電話番号・搬入される物を伝えてください。

事前に確認することで、せっかく持ち込んだものを、そのまま持ち帰ることがなくなります。

#3

不法投棄は犯罪です

ポイ捨てから産業廃棄物まで
ごみを違法に捨てる行為は
すべて「不法投棄」
立派な犯罪です



ポイ捨ても不法投棄

ごみは決められた場所に、正しく出さなければいけません。このルールを守らず、違法にごみを捨てる「不法投棄」が後を絶ちません。個人が空き缶やたばこの吸い殻などを捨てた場合も、法律の精神からみると不法投棄に含まれます。

不法投棄が行われると、海、川、山などの自然環境が汚染され、わたしたちの健康や生活に影響を及ぼします。また、捨てることは簡単ですが、その処理には、たぐさんの費用（税金）が投入される場合もあります。

厳しい罰則

廃棄物の不法投棄に対しては、産業廃棄物と一般廃棄物（一般の家庭から出るごみ）との区別はなく、法律によって厳しい罰則が適用されています。

〈廃棄物処理法の罰則〉

- ・ 5年以下の懲役または1000万円以下の罰金もしくは併科
- ・ 法人の場合には、1億円以下の罰金

不法投棄を防ぐために

能登町では、不法投棄を防ぐために、14人の方を「不法投棄連絡員」として、毎月のパトロールや報告をお願いしています。

不法投棄は未遂行為でも、目的として廃棄物を収集・運搬した場合でも処罰されます。個人が自分の土地に捨てた場合も不法投棄として罰せられます。法律を知らなかったでは済まされないので。



捨てればごみ

活かせば資源

いつも心にもつたいないを

Interview



能登警察署
生活安全刑事課
木谷 ちから 課長

Q 不法投棄があった場合は？

A 通報などに基づいて捜査し、指導警告や刑事事件として検察庁に送致することもあります。

Q 過去1年間の通報や検挙は？

A 平成18年間の通報は4件ありました。検挙は2件で、ほかに捜査中のものと指導警告を実施したものがありません。検挙したものでは50万円の罰金を科されたものがありません。

Q 最近の不法投棄の動向は？

A ものについては、家電製品から家庭ごみ、事業活動の廃材など多岐にわたっています。場所は、山間部など人通りの少ないところに多く、最近より発見しにくい場所に投棄するなど手口が悪質になっていると感じます。

Q みなさんへお願いしたいことは？

A 家庭ごみや事業活動で生じた不要物を焼却処分することは法律で禁じられています。田んぼや畑の雑草などは認められていますが、その際、ついでに家庭ごみを混ぜて燃やすことはできません。火災の危険もあるため、ごみの焼却処分は絶対にしないでください。